

令和 6 年 度

匝瑳市財政援助団体等監査結果報告書

匝瑳市監査委員

令和 6 年度財政援助団体等監査結果報告書

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体等監査

第 2 監査の対象

- 1 財政援助団体 匝瑳市家畜伝染病予防会
- 2 補助事業名 ①畜産防疫対策事業補助金
②へい死獣処理手数料補助金
③酪農ヘルパー助成事業補助金
- 3 所管課 農林水産課

第 3 監査の期間

令和 6 年 8 月 8 日から令和 6 年 8 月 26 日まで

説明聴取日 令和 6 年 8 月 26 日（場所：市役所議会棟第 3 委員会室）

第 4 監査の着眼点

令和 5 年度に匝瑳市が交付した補助金に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかに着眼した。

第 5 監査の実施内容

監査を実施するに当たっては、「匝瑳市監査基準」に準拠し、必要な資料の提出を求め予備調査等を行い、説明聴取日には、関係者から事業概要の説明を受けた後、口頭による質疑及び提出された関係諸帳簿等を監査した。

なお、監査の概要は、次のとおりである。

第 6 監査の概要

1 財政援助団体の概要

- (1) 名 称 匝瑳市家畜伝染病予防会
- (2) 会則施行年月日 平成 18 年 2 月 28 日
- (3) 事業所の所在地 匝瑳市八日市場ハ 793 番地 2
匝瑳市農林水産課内
- (4) 代表者 会長 秋山 忠史
- (5) 目 的

千葉県畜産協会の指導に基づき、匝瑳市における家畜伝染病予防事業の推進を図り、畜産の振興と畜産経営の安定に寄与することを目的とする。

(6) 事 業

ア. 市および県、または千葉県畜産協会が行う家畜防疫事業に協力し、これを推

進すること。

イ. 家畜衛生に関すること。

ウ. 環境衛生に関すること。

エ. その他、本会の目的達成に必要な事業。

(7) 組 織

ア. 千葉県海匝農業事務所改良普及課長

イ. 千葉県農業共済組合連合会北部家畜診療所長

ウ. ちばみどり農業協同組合販売部畜産課長

エ. 匝瑺市酪農組合長

オ. 野栄養豚組合長

カ. 匝瑺市肉牛部会長

キ. 匝瑺市農林水産課長

ク. その他、会長が適当と認めた者

(8) 役員等

会長 1 名、副会長 1 名、監事 2 名

(9) 収支決算状況

収入

(単位：円)

科 目	予算現額	決算額	比較増減
活動費交付金	23,900	23,600	△ 300
負担金	12,013,739	3,683,796	△ 8,329,943
市補助金	4,323,000	3,441,818	△ 881,182
県補助金	1,000,000	0	△ 1,000,000
畜産協会補助金	31,232	31,232	0
雑収入	500	14	△ 486
繰越金	1,509,111	1,509,111	0
合 計	18,901,482	8,689,571	△ 10,211,911

支出

科目	予算現額	決算額	比較増減
負担金	12,013,739	3,683,796	△ 8,329,943
会議費	30,000	0	△ 30,000
事務費	60,000	1,540	△ 58,460
負担金	10,660	10,000	△ 660
補助金	5,354,232	3,473,050	△ 1,881,182
予備費	1,432,851	0	△ 1,432,851
合 計	18,901,482	7,168,386	△ 11,733,096
収入決算額	8,689,571		
支出決算額	7,168,386		
差 引 額	1,521,185		

2 市補助事業の内容

①令和5年度畜産防疫対策事業補助金

- (1) 事業の目的 家畜の伝染病の発生を未然に防ぐことにより、畜産経営の安定と向上を図る。
- (2) 事業期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日
- (3) 補助金額 2,338,535円
- (4) 事業内容 家畜伝染病の発生を予防するワクチン接種または検査を実施した農家に対して補助を行う。

②令和5年度へい死獣処理手数料補助金

- (1) 事業の目的 へい死獣の適正な処理を促進し、環境対策及び経営の安定を図る。
- (2) 事業期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日
- (3) 補助金額 843,329円
- (4) 事業内容 自家所有のへい死獣の処理を事業認可を受けた処理業者に委託した畜産農家に対して、手数料の1/3を限度に補助を行う。

③令和5年度酪農ヘルパー助成事業補助金

- (1) 事業の目的 酪農家の安定的でゆとりある酪農経営の実現のため、毎月一日の定期休日を確保する。
- (2) 事業期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日
- (3) 補助金額 259,954円
- (4) 事業内容 酪農農業協組合のヘルパー利用組合等が行う酪農ヘルパー事業への参加農家に対して、毎月一日、ヘルパー利用2名までの利用に係る基本料金の1/3を限度に補助を行う。

第7 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務は、補助目的に従い概ね適正に執行されているものと認められた。

なお、監査の際に見受けられた軽微な事項については、別途指示した。